

## 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言・要望

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民票の写し等のコンビニ交付推進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。また、戸籍の写しについてもコンビニ交付ができるよう検討すること。
3. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
  - (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないように、十分な措置を講じること。

また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けること。
  - (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないように、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、在留カード等の表記方法については、窓口が混乱することのないよう、適切な措置を講じること。
4. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、「外国人受入れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。
5. 「定住者」資格により入国する外国人について、日本での滞在にあたり生計の維持が可能であるか等、査証発行時等の審査を厳密に行うこと。また、「身

元保証書」についても、その役割について厳格なものとなるよう見直しを図ること。

6. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう法改正を含め所要の措置を講じること。